

1 関係法令等（令和5年4月1日施行）

○「道路交通法」第63条の11（自転車の運転者等の遵守事項）

自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

2 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

3 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

○「交通の方法に関する教則」第3章第1節1(8)（自転車に乗るに当たっての心得）

自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。乗車用ヘルメットは、努めてSGマークなどの安全性を示すマークの付いたものを使い、あごひもを確実に締めるなど正しく着用しましょう。

○「交通安全教育指針」第2章

（省略）

※全世代に対する自転車乗車用ヘルメット着用の努力義務に関する記載が追記されました。

2 その他関係条例

○「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」第8条、第9条

児童又は生徒の保護者は、その児童又は生徒に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の交通安全対策に関する自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。

高齢者の家族は、その高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の交通安全対策について助言するよう努めなければならない。